

令和3年2月5日

伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業設計・施工業務プロポーザル 優先交渉権者の決定について

伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業設計・施工業務に関し、企画提案を募集するための公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者を決定しました。

1 業務名 伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業設計・施工業務

2 審査方法

(1) 参加資格審査(企業の実績等)

令和2年11月13日までに2グループからの応募があり、2グループともに参加資格要件を満たしていることを確認しました。

(2) 提案書審査

ア 基礎審査(基礎審査項目の確認)

令和3年1月15日に2グループから提案書を受け付け、2グループともに基礎審査項目を満たしていることを確認しました。

イ 総合審査(公開プレゼンテーションの開催、提案内容の審議)

令和3年2月2日、公開プレゼンテーションを行ったのち、選定委員による審査を実施しました。その結果、提案内容評価点と価格点の合計が最も高いものを優先交渉権者として、次順位のことを次点交渉権者として決定しました。

3 企画提案者 2者

4 決定した優先交渉権者等

(優先交渉権者) 井原・鳳・宮本特定建設工事共同企業体(グループ記号:B5)

(次点交渉権者) 二神組・小河建築設計事務所・本田総合建設・太陽築炉工業特定建設工事共同企業体(グループ記号:A4)

5 審査結果

記号	評価点 (100点満点)	備考
A4	82.03	次点交渉権者
B5	83.16	優先交渉権者

※提案内容評価点は各委員の平均値

6 その他

提案審査講評については、3月上旬に公表予定です。